



同志社女子大学大学院学則

同志社女子大学

(平成30年4月1日)

改正	1968（昭和43）年4月1日	1975（昭和50）年4月1日
	1978（昭和53）年4月1日	1979（昭和54）年4月1日
	1980（昭和55）年4月1日	1981（昭和56）年4月1日
	1982（昭和57）年4月1日	1983（昭和58）年4月1日
	1984（昭和59）年4月1日	1985（昭和60）年4月1日
	1986（昭和61）年4月1日	1987（昭和62）年4月1日
	1988（昭和63）年4月1日	1989（平成1）年4月1日
	1990（平成2）年4月1日	1991（平成3）年4月1日
	1991（平成3）年7月1日	1992（平成4）年4月1日
	1994（平成6）年4月1日	1995（平成7）年3月1日
	1995（平成7）年4月1日	1996（平成8）年4月1日
	1997（平成9）年4月1日	1998（平成10）年4月1日
	1999（平成11）年4月1日	2000（平成12）年4月1日
	2001（平成13）年4月1日	2002（平成14）年4月1日
	2003（平成15）年4月1日	2004（平成16）年4月1日
	2005（平成17）年4月1日	2006（平成18）年4月1日
	2007（平成19）年4月1日	2008（平成20）年4月1日
	2009（平成21）年4月1日	2010（平成22）年4月1日
	2011（平成23）年4月1日	2012（平成24）年4月1日
	2013（平成25）年4月1日	2014（平成26）年4月1日
	2015（平成27）年4月1日	2016（平成28）年4月1日
	2017（平成29）年4月1日	2018（平成30）年4月1日

第1章 総則

第1条 同志社女子大学大学院は、立学の精神に基づき学部の教育の基礎のうえに、学術の理論および応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養い、文化の進展に寄与する女性の育成を目的とする。

第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検および評価の項目ならびにその実施体制等については、別に定める。

3 本大学院は、第1項の点検および評価の結果について、政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

第2条 本大学院に修士課程および博士課程を置く。

修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 博士課程はこれを前期2年と後期3年に区分し、その前期2年を修士課程として取り扱う。この学則において前期2年の課程は「博士課程（前期）」といい、後期3年の課程は「博士課程（後期）」という。

3 前項の規定にかかわらず、薬学研究科博士課程については前項の区分を設けないものとする。

第2条の2 本大学院は、前条に規定する各課程の目的に基づく人材の養成に関する目的その他の教

育研究上の目的を研究科・専攻ごとに〔別表1〕のとおり定めるものとする。

第3条 研究科における専攻および収容定員は次の通りとする。

			入学定員	収容定員	
文学研究科	英語英文学専攻	博士課程（前期）	8名	16名	} 28名
		博士課程（後期）	4名	12名	
	日本語日本文化専攻	博士課程（前期）	10名	20名	} 32名
		博士課程（後期）	4名	12名	
国際社会システム研究科	情報文化専攻	修士課程	5名	10名	
	国際社会システム専攻	修士課程	10名	20名	
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	4名	16名	
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	6名	12名	
生活科学研究科	生活デザイン専攻	修士課程	5名	10名	
	食物栄養科学専攻	修士課程	8名	16名	

第2章 修業年限、学年、学期、休日

第4条 修士課程の標準修業年限は2年とする。

博士課程の標準修業年限は5年とする。

ただし、薬学研究科博士課程の標準修業年限は4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、職業を有しているなどの事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に本大学院の教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出た者に対しては、大学院委員会の議に基づき、その修業年限を修士課程、博士課程（前期）では6年まで、薬学研究科博士課程では8年まで認めることができる。

第5条 修士課程または博士課程（前期）は、4年を超えて在学することはできない。

博士課程（後期）は6年を超えて在学することはできない。

薬学研究科博士課程は、8年を超えて在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者の在学年限は、修士課程又は博士課程（前期）においては6年、薬学研究科博士課程においては8年を超えることができない。

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第7条 学年を春学期、秋学期の2学期に分ける。なお、期間については、別に定める本学の学年暦による。

第8条 休業日は、次の通りとする。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に定める日

(3) 創立記念日 11月29日

(4) キリスト降誕日（クリスマス） 12月25日

(5) 春期、夏期および冬期休業に関しては、別に定める本学の学年暦による。

2 前項に規定する休業日において、必要ある場合は授業その他を行うことがある。また、休業日は臨時に定めることができる。

第3章 授業科目および履修単位

第9条 授業科目および履修単位は〔別表1〕の通りとする。

2 科目履修については、指導教授の指導を受けるものとする。

3 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準による。

(1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験および実習については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前2号に規定する基準を考慮して本大学院が定める。

第10条 学生は専攻の授業科目について文学研究科英語英文学専攻博士課程（前期）は30単位以上、日本語日本文化専攻博士課程（前期）は32単位以上、情報文化専攻修士課程は30単位以上、国際社会システム研究科国際社会システム専攻修士課程は32単位以上、看護学研究科看護学専攻修士課程は30単位以上（助産師の受験資格取得を希望する場合は、58単位以上）、生活科学研究科生活デザイン専攻修士課程は30単位以上、食物栄養科学専攻修士課程は30単位以上、文学研究科英語英文学専攻博士課程（後期）は8単位以上、日本語日本文化専攻博士課程（後期）は8単位以上、また薬学研究科博士課程は38単位以上履修しなければならない。

2 学生は別に定める規定により、他大学（外国の大学を含む）において当該大学院の授業科目を履修することができる。また、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修すること、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修すること、大学院設置基準第15条に定める「国際連合大学」の教育課程における授業科目を履修することができる。また、教育上有益と認められるときは、大学院学生が入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院において修得したものと認定することができる。また、教育上有益と認められるときは、他の大学院または研究所等において必要な研究指導を受けることができる。ただし、修士課程または博士課程（前期）の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

3 第2項の規定により履修した授業科目は、研究科委員会の議に基づき10単位を超えない範囲で課程修了の所定単位としてこれを認定する。ただし、入学前の既修得単位については、他の大学院等（外国の大学院等を含む。）において修得した単位とは別に、10単位を超えない範囲でこれを認定する。

第10条の2 本大学院は、学生に対して、授業および研究指導の方法および内容並びに1年間の授業および研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 本大学院は、学修の成果および学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

第4章 課程修了の認定

第11条 修士の学位を得ようとする者は、本大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足るものとする。

2 前項の場合において、本大学院修士課程または博士課程（前期）の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 博士の学位を得ようとする者は、文学研究科の場合は本大学院に5年（修士課程または博士課程（前期））を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上、薬学研究科の場合は本大学院に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

ただし、文学研究科の場合の在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程または博士課程（前期））を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学すれば足るものとする。

4 前項の規定にかかわらず、第1項ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程または博士課程（前期）を修了した者の大学院の在学期間に関しては、修士課程または博士課程（前期）の在学期間に3年を加えた期間とする。

ただし、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程または博士課程（前期））における在学期間を含む）在学すれば足るものとする。

5 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第156条の規定により修士の学位を有する者と同以上の学力があると認められた者が博士課程（後期）に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足るものとする。

第12条 修士論文は、在学中に提出し審査を終了するものとする。

2 博士論文は、学長において受理した後、1年以内に審査を終了するものとする。

第13条 課程修了の認定は、大学院委員会がこれを行う。

第5章 学位の授与

第14条 本大学院において、各研究科の課程修了の認定を得た者は、別に定める学位規則により各々の学位を授与する。

文学研究科	英語英文学専攻	博士課程（前期）	修士（英語英文学）
		博士課程（後期）	博士（英語英文学）
	日本語日本文化専攻	博士課程（前期）	修士（日本語日本文化）
		博士課程（後期）	博士（日本語日本文化）
国際社会システム研究科	情報文化専攻	修士課程	修士（情報文化）
	国際社会システム専攻	修士課程	修士（国際社会システム）
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	博士（薬学）
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	修士（看護学）
生活科学研究科	生活デザイン専攻	修士課程	修士（生活デザイン）
	食物栄養科学専攻	修士課程	修士（食物栄養科学）

2 本大学院に博士論文を提出した者には、別に定める学位規則により博士（英語英文学）、博士（日本語日本文化）、博士（薬学）の学位を授与することができる。

第6章 入学、休学、退学

第15条 入学の時期は4月とする。

第16条 本大学院修士課程または博士課程（前期）に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと本大学院が認めた者
 - (3) 大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第155条第1項に規定された者
- 2 博士課程（後期）に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を得た者
 - (2) 大学院への入学に関し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第156条に規定された者
- 3 薬学研究科博士課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。
- (1) 6年制課程の薬学系大学を卒業した者
 - (2) 修士（薬学系）の学位を得た者
 - (3) 大学院への入学に関し、6年制課程の薬学系大学を卒業した者又は修士（薬学系）の学位を得た者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第156条に規定された者

第17条 入学志願者は入学願書に所定の書類を添付し、出身大学を經由して提出するものとする。

第18条 入学志願者には学力検査を行い、出身大学長の提出する調査書の成績等を総合して入学者を決定する。

2 前項の考査方法、時期等についてはそのつど定める。

第19条 入学を許可された者は、指定の期日までに所定の学費を納め保証書を提出しなければならない。

2 前項の保証書は本大学院指定のものであり、正副保証人2名を要する。

第20条 疾病その他の理由により休学および退学を希望する者は、保証人連署のうえ、学長に願い出てその許可を得なければならない。

第21条 疾病その他やむを得ない事由により、休学しようとする者は、保証人連署のうえ、所定の期日までに学長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学期間は、半年又は1年とする。

4 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

5 休学期間は、在学年限に算入しない。

6 休学期間中にその事由が消滅した場合は、保証人連署のうえ、学長に願い出て、その許可を得て学期始めより復学することができる。

第22条 休学および退学の理由が消滅した場合は、休学においては復学願を、退学においては再入学願を提出し許可を得て、復学または再入学することができる。

第23条 賞罰に関しては、学部学生に対する規定を準用する。

第7章 学費および入学検定料

第24条 学費は〔別表2〕の通りとする。

2 休学期間中は、休学在籍料のみを納入するものとする。

3 すでに納入した学費は返還しない。ただし、指定期日までに入学手続の取消を願い出た者については、入学金を除く学費を返還することがある。

4 博士課程（後期）及び博士課程において、標準修業年限を超えて在学し論文審査のみを受ける場合、論文審査期間が半年、又は1年のときは、当該学期の学費は論文審査在学料のみとし、その他の学費を免除することができる。

第24条の2 本学の入学検定料は〔別表3〕の通りとする。

第25条 授業料の納入方法は別に定める。

第8章 科目等履修生・聴講生・委託生および外国人留学生

第26条 本学大学院学生以外の者で、1または複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という）に対しては科目開設研究科の研究科長、教務部長の承認を経て学長が履修を許可する。

2 科目等履修生には試験を課し、合格した科目については当該科目の単位を授与する。

3 科目等履修生に関し必要な事項は別に定める。

第27条 各研究科における授業科目のうち、その1科目または数科目を修めようと希望する者に対しては、欠員のある場合に限り科目開設研究科の研究科長、教務部長の承認を経て学長が聴講を許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は別に定める。

第28条 他大学の大学院学生で、その大学院の委託により、本大学院研究科における授業科目中、1科目または数科目の選修を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り大学院委員会の議を経て修学を許可することができる。

第29条 外国人で大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者には、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は別に定める。

第9章 教員組織

第30条 本大学院の授業および研究指導を担当する教員は本学の教授とする。ただし、准教授または講師、助教に担当させることがある。

第31条 本大学院は学長が総括し、事務の執行は学部の事務組織がこれにあたる。

第31条の2 本大学院は、授業および研究指導の内容およびその方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施する。

第10章 運営組織

第32条 大学院に大学院委員会を置く。大学院委員会は学長、教務部長、学生支援部長、企画部長、広報部長、学術情報部長、各研究科長、各研究科専攻主任および各研究科専攻から1名ずつ選出された委員をもって構成し、学長が招集して議長となる。

2 研究科委員会から選出された委員の任期は2年とする。

第33条 大学院委員会は次に定める事項について審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び修了に関する事項

(2) 学位授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、大学院委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 大学院委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第34条 各研究科に研究科委員会を置く。研究科委員会は、教授をもって構成する。研究科委員会は研究科長が招集して議長となる。

2 研究科長は、原則として学部長がこれにあたり、その任期は2年とする。

第35条 研究科委員会は次の事項を審議する。

(1) 論文審査に関する事項

(2) 学科課程に関する事項

(3) 課程修了認定に関する事項

(4) 入学試験に関する事項

(5) 学期末試験に関する事項

(6) その他研究科に関する事項

第11章 研究指導施設

第36条 大学院に学生のための研究室を置く。また大学院学生は本学の図書館および同志社大学図書館を使用できる。

第12章 雑則

第37条 本大学院を修了した者には、申請により次の中学校及び高等学校教諭専修免許状が授与される。

文学研究科	英語英文学専攻	中学校教諭専修免許状（英語） 高等学校教諭専修免許状（英語）
	日本語日本文化専攻	中学校教諭専修免許状（国語） 中学校教諭専修免許状（音楽） 高等学校教諭専修免許状（国語） 高等学校教諭専修免許状（音楽）
国際社会システム研究科 生活科学研究科	情報文化専攻	高等学校教諭専修免許状（情報）
	国際社会システム専攻	高等学校教諭専修免許状（公民）
	生活デザイン専攻	中学校教諭専修免許状（家庭） 高等学校教諭専修免許状（家庭）
	食物栄養科学専攻	中学校教諭専修免許状（家庭） 高等学校教諭専修免許状（家庭）

ただし、本条はすでに中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状の取得に必要な単位を修得している者に適用する。

2 助産師国家試験受験資格を取得しようとする者は、第10条の規定によるほか、〔別表1〕に定める科目の単位を修得しなければならない。

第38条 京都教育大学大学院連合教職実践研究科教職実践専攻の教育研究の実施に当たっては、協定書に記載の大学等とともに協力するものとする。

第39条 この規則に定めていない事項については本学学部学則を準用する。

附 則

本学則は、1995（平成7）年4月1日からこれを適用する。

附 則

本学則は、1996（平成8）年4月1日改正

附 則

本学則は、1997（平成9）年4月1日改正

附 則

本学則は、1998（平成10）年4月1日改正

附 則

本学則は、1999（平成11）年4月1日改正

附 則

本学則は、2000（平成12）年4月1日改正

附 則

本学則は、2001（平成13）年4月1日改正

附 則

本学則は、2002（平成14）年4月1日改正

本学大学院文学研究科英文学専攻は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず1998（平成10）年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

2000（平成12）年3月31日において、本学に在籍する者の学費の取扱いに関しては、改正後の学則第24条第1項の規定にかかわらず、従前の学則によるものとする。

本学大学院文学研究科日本語日本文化専攻修士課程は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず、2000（平成12）年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

2001（平成13）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の第9条第1項の規定にかかわらず、従前の学則によるものとする。

第7条の規定にかかわらず、2002（平成14）年度については、次のとおりとする。

春学期 4月1日から9月29日まで

秋学期 9月30日から翌年3月31日まで

附 則

本学則は、2003（平成15）年4月1日改正

第7条の規定にかかわらず、2003（平成15）年度については、次のとおりとする。

春学期 4月1日から9月28日まで

秋学期 9月29日から翌年3月31日まで

2003（平成15）年3月31日において、本学に在籍する者の学費の取扱いに関しては、改正後の学則第24条第1項の規定にかかわらず、従前の学則によるものとする。ただし、休学在籍料については、2003（平成15）年度以降在学の学生に適用する。

附 則

本学則は、2004（平成16）年4月1日改正

附 則

本学則は、2005（平成17）年4月1日改正

2005（平成17）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2006（平成18）年4月1日改正

2006（平成18）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2007（平成19）年4月1日改正

2007（平成19）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2008（平成20）年4月1日改正

2008（平成20）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2009（平成21）年4月1日改正

2009（平成21）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2010（平成22）年4月1日改正2010（平成22）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2011（平成23）年4月1日改正2011（平成23）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2012（平成24）年4月1日改正

2012（平成24）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2013（平成25）年4月1日改正

2013（平成25）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2014（平成26）年4月1日改正

2014（平成26）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2015（平成27）年4月1日改正

2015（平成27）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2016（平成28）年4月1日改正

2016（平成28）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2017（平成29）年4月1日改正

2017（平成29）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

第24条第1項の別表2に定める学費のうち、論文審査在学料については、2017年度第1年次入学生から適用する。

附 則

本学則は、2018（平成30）年4月1日改正

2018（平成30）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

1967（昭和42）年3月29日 文部省認可

〔別表1〕

1 博士課程（前期）

文学研究科英語英文学専攻

人材養成目的

教育・研究目的

広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力またはこ

れに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことが博士課程（前期）の目的である。これに基づいて本専攻では、英米の言語・文学・文化の各分野をより細分化した形で深く学び、その背景である西洋文化を深く理解することを目的とする。また、グローバル化された世界において英語は共通言語としての役割をますます高めているが、コミュニケーション手段としての英語運用能力を、より高度に学ぶことを目的とする。

人材養成の指針

真の国際理解のためには、自国の文化と相手の文化に対する深い理解が必要不可欠である。そのためには幅広い知識の修得が必要であるが、それとともに視野の広い豊かな人間性を持つことが重要である。本学の良心教育を柱とするキリスト教主義、国際主義、リベラル・アーツ教育を重視する。有能であり、かつ豊かな人間性を持つ英語教師あるいは英語を媒体に社会に貢献する人材を養成することが本専攻の目指すところである。

科目名	単位
A類	
イギリス文学科目群	
イギリス詩作品研究 A	2
イギリス詩作品研究 B	2
イギリスの女性小説 A	2
イギリスの女性小説 B	2
イギリス文学作品研究 A	2
イギリス文学作品研究 B	2
アメリカ文学科目群	
アメリカ文学作品研究 A	2
アメリカ文学作品研究 B	2
American Poetry A	2
American Poetry B	2
英語コミュニケーション・英語教育科目群	
Principles of Translation A	2
Principles of Translation B	2
Principles of Communication A	2
Principles of Communication B	2
第二言語習得論	2
英語学習者論	2
心理言語学	2
バイリンガリズム論	2
Colloquium (文学)	2
Colloquium (言語)	2
B類	
イギリス文学・文化科目群	
シェイクスピア劇とルネサンス	2
シェイクスピア劇と現代	2
イギリス文学とミルトン	2
ミルトンとその時代	2
近代イギリス文化	2
イギリスの民族と歴史	2
イギリス文化と地域性	2
アメリカ文学・文化科目群	
アメリカ文学と地域性	2
アメリカ文化と地域性	2

アメリカの映像文化	2
アメリカ文学批評	2
アメリカの文化と表象	2
アメリカの歴史とジェンダー	2
ヨーロッパ文学・文化科目群	
ギリシャ・ローマ古典文学	2
ヨーロッパの文学と文化	2
ラテン語 I	2
ラテン語 II	2
英語学・英語教育科目群	
英語音声学 A	2
英語音声学 B	2
英語科教授法 A	2
英語科教授法 B	2
応用言語学リサーチメソッド	2
英語評価論	2
メディアと英語教育	2
教材開発論	2
英語運用スキル科目群	
Academic Writing A	1
Academic Writing B	1
Academic Writing C	1
Academic Writing D	1

A類より10単位以上履修すること。ただし、文学を論文のテーマにする者については、A類のイギリス文学科目群およびアメリカ文学科目群より8単位を選択必修とし「Colloquium (文学)」2単位を必修とする。言語学を論文のテーマとする者については、A類の英語コミュニケーション・英語教育科目群より8単位を選択必修とし「Colloquium (言語)」2単位を必修とする。B類科目「Academic Writing A・B・C・D」から2単位を選択必修とする。A類・B類を合わせて計30単位以上修得すること。B類に関しては、2年次以降、指導教授の了解のもと、文学研究科日本語日本文化専攻博士課程（前期）、文学研究科情報文化専攻修士課程、国際社会システム研究科国際社会システム専攻修士課程および生活科学研究科生活デザイン専攻修士課程の科目群B類の中から修得した単位を、8単位までは博士課程（前期）修了に必要な単位として算入することができる。

文学研究科日本語日本文化専攻

人材養成目的

教育・研究目的

広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことが博士課程（前期）の目的である。これに基づいて本専攻では、日本語・日本文学・日本文化に関する知識や理論を、より高度なレベルで幅広く修得し、次世代に豊かな日本の文化遺産を継承することのできる人材を育成することを目的とする。また「日本語」の教授に関する知見と技術の教育を通じて国際社会に寄与していくことのできる人材を育成することを目的とする。

人材養成の指針

専門に関する知識や理論の修得のみに終らず、歴史学・宗教学・文化人類学などの他分野の知識や理論の修得にも努め、学際的な視点で日本文化に対する幅広い教養と視野を持つ人材を育成すること、また良心教育を柱とするキリスト教主義、国際主義、リベラル・アーツ教育を基本的理念とする本学の理念にのっとり、人間に対する深い洞察と国際的な広い視野を持つ人材を養成することを目指す。

科目名	単位
A類	
(日本文学・日本文化コース)	
日本文学特殊研究 I	4
日本文学特殊研究 II	4
日本文学特殊研究 III	4
日本文学特殊研究 IV	4
日本文学特殊研究 V	4
京都文化特殊研究	4
日本文化史特殊研究 I	4
日本文化史特殊研究 II	4
(日本語・日本語教育コース)	
日本語特殊研究 I	4
日本語特殊研究 II	4
日本語特殊研究 III	4
日本語特殊研究 IV	4
日本語特殊研究 V	4
日本語特殊研究 VI	4
日本語教育特殊研究 I	4
(音楽文化コース)	
芸術文化特殊研究 I	4
芸術文化特殊研究 II	4
芸術文化特殊研究 III	4
芸術文化特殊研究 IV	4
芸術文化特殊研究 V	4
芸術文化特殊研究 VI	4
B類	
日本文化特論	4
芸能文化特論	4
音楽療法特論	4
京都都市景観論	4
日本語学特論 I	4
日本語学特論 II	4
日本語教育学特論 I	4
日本語教育学特論 II	4
日本文学特論 I	4
日本文学特論 II	4
再現芸術論 I	4
再現芸術論 II	4
音楽理論特論 I	4
音楽理論特論 II	4
美術史特論	4
民俗学特論	4
考古学特論	4
応用言語学特論	4
対照言語学特論	4

A類より20単位(ただし、いずれかのコースから最低12単位)以上、B類より12単位以上、計32単位以上修得しなければならない。ただし、B類に関しては、2年次以降、指導教授の了解のもと、文学研究科英語英文学専攻博士課程(前期)、文学研究科情報文化専攻修士課程、国際社会システム研究科国際社会システム専攻修士課程および生活科学研究科生活デザ

イン専攻修士課程の科目群B類の中から修得した単位を、8単位までは博士課程（前期）修了に必要な単位として算入することができる。

修士論文指導を受けるためには、1年以上在学し、所定の科目を16単位以上修得しなければならない。

2 博士課程（後期）・博士課程

文学研究科英語英文学専攻

人材養成目的

教育・研究目的

専門分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことが博士課程（後期）の目的である。これに基づいて本専攻では博士課程（前期）よりもさらに深く英語また英米文学を深め、国際的分野においても活躍できる高い専門的能力と深い教養・豊かな人格を備えた社会人の育成を目的とする。

人材養成の指針

より豊かな発想と、深い知識と鋭い分析力を持つだけでなく、本学の建学の理念である良心教育を柱とするキリスト教主義、国際主義、リベラル・アーツ教育を体現する英語英文学研究者また英語を媒体に社会に貢献する人材を養成することを目指す。

科目名

	単位
英文学特別研究 I	4
英文学特別研究 II	4
米文学特別研究	4
比較文学特別研究	4
言語学特別研究 I	4
言語学特別研究 II	4
英語学特別研究	4

8単位以上履修し、指導教授の指示により論文指導を受けること。

文学研究科日本語日本文化専攻

人材養成目的

教育・研究目的

専門分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことが博士課程（後期）の目的である。これに基づいて本専攻では、①博士課程（前期）よりもさらに専門分野に関わる高度な研究能力と専門知識とを備えた研究者・教育者を養成すること、②日本語教育とその方法について研究開発できる能力を備えた研究者・教育者を養成すること、③国際的分野で活躍できる高い専門的能力と深い教養・豊かな人格を備えた社会人を育成することを目的とする。

人材養成の指針

各専門分野における学問を継承し深化させることのできる能力だけでなく、さらに新しいパラダイムによる日本文化研究を切り開くことのできる人材の養成を目指す。その前提として、本学の教育理念である、良心教育を柱とするキリスト教主義、国際主義、リベラル・アーツ教育を生かした、バランスのとれた豊かな人間性を育てるという基本的な教育方針がある。

科目名

	単位
日本語特別研究 I	4
日本語特別研究 II	4
日本文学特別研究 I	4
日本文学特別研究 II	4
日本文学特別研究 III	4
日本文学特別研究 IV	4
日本文化史特別研究	4
芸術文化特別研究	4

8単位以上履修し、指導教授の指示により論文指導を受けること。

薬学研究科医療薬学専攻

人材養成目的

教育・研究目的

医療の現場における臨床的な課題を対象とする研究領域を中心とした高度な専門性や優れた研究能力を有する薬剤師等の養成に重点をおいた教育・研究を行い、医療薬学の学術・教育の発展と充実に寄与すると共に、がん領域等の専門薬剤師など高度専門的職業人、臨床薬学・医療薬学の研究者・教育者、治験・臨床開発の従事者などを育成することを目的とする。

人材養成の指針

薬学研究科医療薬学専攻博士課程は、高度化した薬物治療における医療と創薬科学をつなぐ医療薬学の研究・実践によって難病の克服や医薬品の安全使用などの社会的要請に応え、基礎薬学と医療薬学を包括した総合的な学術としての薬学を体系的に修得し、大学・研究所、医療機関、民間企業や地方自治体において、医療薬学の充実に貢献できる高度な専門性や優れた研究能力を有する高度専門的職業人及びその人材を育成する指導者の養成を目的とする。

科目名	単位
A群（基礎薬学領域）	
生体分子機能学特論	2
医薬品分子機能解析学特論	2
医薬品構造機能相関学特論	2
微生物感染学特論	2
分子病態生化学特論	2
基礎薬学総合実習	2
B群（医療薬学領域）	
薬効安全性学特論	2
薬効評価学特論	2
臨床治療薬効学特論	2
レギュラトリーサイエンス特論	2
生態環境毒性学特論	2
医療薬学総合実習	2
C群（実践的臨床薬学領域）	
臨床病態解析学特論	2
生物薬剤学特論	2
感染制御処方学特論	2
癌疾患関連処方学特論	2
医薬品情報解析学特論	2
実践的薬剤処方解析実習 A	2
実践的薬剤処方解析実習 B	2
治験・CRC特論	2
研究指導科目	
薬学特別研究 I	4
薬学特別研究 II	4
薬学特別研究 III	4
薬学特別研究 IV	4

A群（基礎薬学領域）・B群（医療薬学領域）よりあわせて14単位以上、C群（実践的臨床薬学領域）より8単位以上、研究指導科目より16単位修得すること。

必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

3 修士課程

文学研究科情報文化専攻

人材養成目的

教育・研究目的

21世紀は「知識基盤社会」の時代であると言われる。このような時代を生きる人間の知的・文化的営為の探求には、従来の文化研究の枠組みを基にした新たな「情報文化」という視点が求められる。本専攻では、この現代的課題に「メディア文化」と「表現文化」という2通りのアプローチを有機的に

結合して挑む。「メディア文化」分野では、人間に根本的な影響を与えるメディア、すなわち言語、テキスト、マスメディア、インターネット、都市などを研究対象とし、その多様性を踏まえながら、知的・文化的問題としてのメディアを探求する。「表現文化」分野では、情報発信の方法を、創作と分析批評などを通して追究する。さらに、両分野に共通する基本的な知識としてメディアの理解、メディアによる表現、そしてその双方に共通する基盤である言語や認知に関連する知識、メディアの調査分析手法などを習得する。

人材養成の指針

「メディア文化」分野と「表現文化」分野における研究を通じて、情報メディアに関わる高度な専門的知識を有するとともに、先端のメディアを駆使した表現力やプロデュース力を発揮することのできる専門的職業人を養成する。また、共通分野科目や他研究科・専攻科目の履修を通して幅広い視野と教養を獲得させ、グローバル化、絶え間ない技術革新、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断の重視、性別や年齢を問わない参画といった社会変化に対応できるようにする。具体的には、マスコミ関連分野、広告関連分野や一般企業における広報・宣伝部門を担う人材をはじめ、IT関連分野におけるシステム・エンジニア、プログラマー、またメディアを駆使したデザイナーやアーティストなどの芸術系分野、さらに情報メディア系教育分野など、多様な分野で活躍することのできる人材の育成を行い、広く現代のメディア社会の発展に寄与することを目指す。

科目名

単位

A類

(メディア文化分野)

メディア文化特殊演習	A	2
メディア文化特殊演習	B	2
メディア文化特殊演習	C	2
メディア文化特殊演習	D	2
メディア文化特殊演習	E	2
メディア文化発展演習	A	2
メディア文化発展演習	B	2
メディア文化発展演習	C	2
メディア文化発展演習	D	2
メディア文化発展演習	E	2

(表現文化分野)

表現文化特殊演習	A	2
表現文化特殊演習	B	2
表現文化特殊演習	C	2
表現文化特殊演習	D	2
表現文化特殊演習	E	2
表現文化発展演習	A	2
表現文化発展演習	B	2
表現文化発展演習	C	2
表現文化発展演習	D	2
表現文化発展演習	E	2

B類

(メディア文化分野)

メディア・コミュニケーション特論		2
メディア文化特論		2
マスコミュニケーション特論		2
メディアリテラシー特論		2
大衆文化特論		2

(表現文化分野)

コミュニケーションデザイン特論		2
表象芸術特論		2
芸術文化特論		2
メディアコンテンツ特論		2
集団制作特論		2

(共通分野)	
理論言語学特論	2
文字メディア特論	2
認知心理学特論	2
メディア研究法特論	2

A類に関しては、「メディア文化」または「表現文化」のいずれかの分野で特殊演習は6単位以上、発展演習は6単位以上、残りの分野で特殊演習は2単位以上、発展演習は2単位以上修得しなければならない。

B類に関しては、A類で12単位以上修得している分野と同一の分野で4単位以上、それ以外の2分野（「共通分野」を含む）でそれぞれ2単位以上修得しなければならない。ただし、文学研究科英語英文学専攻博士課程（前期）、文学研究科日本語日本文化専攻博士課程（前期）、国際社会システム研究科国際社会システム専攻修士課程および生活科学研究科生活デザイン専攻修士課程のB類科目の単位を6単位までは、修士課程修了に必要な単位として算入することができる。

国際社会システム研究科国際社会システム専攻

人材養成目的

教育・研究目的

グローバル化が進展するこれからの日本社会にあって、国際社会に対する正しい知見に基づいた国際友好の進展は、不可避的条件である。国際社会の最大の目標である「共生」に至る道を探るために、「国際協力と国際組織」（国際組織の活動を中心とした国際協力）「国際交流と社会」（文化・経済・環境政策面での国際交流）「現代社会と文化」（各国・各地域の文化的多様性と社会の調和）「現代社会とこども」（教育的な面からの現代社会とこどもの関わり）という四分野を設定している。国際社会システム研究科は、国際的視点のもとに研究を進展させ、これら四分野にわたる総合的知見を身につけた研究を進展させることで、高度な職業的専門人を育成することを教育目的としている。

人材養成の指針

国際社会と国際組織や国際交流に関する知見、および現代社会の諸領域についての宗教学的、社会的、心理学的、教育学的知識を学ぶことにより、国際問題や現代社会に関わる問題についての理解力と解決力を身につけ、これらを生かして国際機関・NPO、教育・研究職の他、多国籍企業、マスコミ・ジャーナリズム、自治体や企業の国際部門、初等教育または中等教育の現場で活躍できる人材の養成に力を入れている。

科目名

単位

A類

国際社会システム特殊演習	A I	2
国際社会システム特殊演習	A II	2
国際社会システム特殊演習	B I	2
国際社会システム特殊演習	B II	2
国際社会システム特殊演習	C I	2
国際社会システム特殊演習	C II	2
国際社会システム特殊演習	D I	2
国際社会システム特殊演習	D II	2
国際交流システム特殊演習	A I	2
国際交流システム特殊演習	A II	2
国際交流システム特殊演習	B I	2
国際交流システム特殊演習	B II	2
国際交流システム特殊演習	C I	2
国際交流システム特殊演習	C II	2
現代社会システム特殊演習	A I	2
現代社会システム特殊演習	A II	2
現代社会システム特殊演習	B I	2
現代社会システム特殊演習	B II	2
現代社会システム特殊演習	C I	2
現代社会システム特殊演習	C II	2
現代社会システム特殊演習	D I	2

現代社会システム特殊演習	D II	2
社会とこども特殊演習	A I	2
社会とこども特殊演習	A II	2
社会とこども特殊演習	B I	2
社会とこども特殊演習	B II	2
社会とこども特殊演習	C I	2
社会とこども特殊演習	C II	2
B類		
国際社会協力特論	I	2
国際社会協力特論	II	2
国際観光文化特論	I	2
国際観光文化特論	II	2
国際金融特論	I	2
国際金融特論	II	2
国際ビジネスコミュニケーション特論	I	2
国際ビジネスコミュニケーション特論	II	2
国際情報システム特論	I	2
国際情報システム特論	II	2
文化人類学特論	I	2
文化人類学特論	II	2
国際環境政策特論	I	2
国際環境政策特論	II	2
国際関係特論	I	2
国際関係特論	II	2
比較宗教学特論	I	2
比較宗教学特論	II	2
社会心理学特論		2
社会調査・統計特論		2
臨床心理学特論	I	2
臨床心理学特論	II	2
こどもコミュニケーション特論	I	2
こどもコミュニケーション特論	II	2
家族とこども特論	I	2
家族とこども特論	II	2

研究指導

論文指導

A類より12単位以上履修し、A・B類合わせて32単位以上修得すること。ただし、文学研究科英語英文学専攻博士課程（前期）、文学研究科日本語日本文化専攻博士課程（前期）、文学研究科情報文化専攻修士課程および生活科学研究科生活デザイン専攻修士課程のB類科目の単位を8単位まで含めることができる。

修士論文指導を受けるためには、1年以上在学し、所定の科目を16単位以上修得しなければならない。

生活科学研究科生活デザイン専攻

人材養成目的

教育・研究目的

生活デザイン専攻には、生活全般を生活デザインとして見直すため、多様化する暮らしと、暮らしをとりまく環境のデザインを追求する「暮らしのデザイン分野」と、社会と共にあるこころのあり方を、暮らしの中の人間関係の視点から追求する「こころのデザイン分野」が設置されている。本専攻は、両分野を結合することにより、衣・食・住を中心に、暮らしに係わる経済・児童・倫理・こころ・福祉・環境問題に関する高度な専門知識と研究能力、デザイン能力および実践能力を養成することを教育目的としている。本専攻の教育の特徴は、リベラル・アーツの精神にもとづき、両分野の問題を多方面から考察・研究することにある。

人材養成の指針

生活デザイン専攻は、修得した多岐にわたる高度な専門的知識と研究能力、デザイン能力や実践能力をもとに、「暮らしのスペシャリスト」（「暮らし

のデザイナー」、「こころのデザイナー」として多方面で活躍できる優れた人材を養成することを目的としている。具体的には、くらしに係わる企業（住居やアパレルなど）、くらしや児童などに関する出版関係、国民生活センターや福祉団体などの行政機関や団体、大学・短大などの教育機関で活躍できる人材を養成する。また、家庭科の専修免許状も取得可能であり、中学校・高等学校教員としても一層の活躍ができる。

科目名	単位
A類	
(くらしのデザイン分野)	
くらしのデザイン特殊演習 A	2
くらしのデザイン特殊演習 B	2
くらしのデザイン特殊演習 C	2
くらしのデザイン特殊演習 D	2
くらしのデザイン特殊演習 E	2
くらしのデザイン発展演習 A	2
くらしのデザイン発展演習 B	2
くらしのデザイン発展演習 C	2
くらしのデザイン発展演習 D	2
(こころのデザイン分野)	
こころのデザイン特殊演習 A	2
こころのデザイン特殊演習 B	2
こころのデザイン特殊演習 C	2
こころのデザイン特殊演習 D	2
こころのデザイン発展演習 A	2
こころのデザイン発展演習 B	2
こころのデザイン発展演習 C	2
こころのデザイン発展演習 D	2
B類	
(くらしのデザイン分野)	
生活経済学特論	2
服飾文化史学特論	2
衣生活デザイン特論	2
食と栄養学特論	2
環境学特論	2
環境衛生学特論	2
居住環境デザイン特論	2
(こころのデザイン分野)	
児童文化特論	2
地域子育て支援施策特論	2
学校デザイン特論	2
家族社会心理学特論	2
生涯発達心理学特論	2
生活と倫理特論	2

A類に関しては、「くらしのデザイン」分野より特殊演習2単位以上、発展演習2単位以上、および「こころのデザイン」分野より特殊演習2単位以上、発展演習2単位以上を修得しなければならない。

B類に関しては、「くらしのデザイン」分野より2単位以上、「こころのデザイン」分野2単位以上を修得しなければならない。

ただし、文学研究科英語英文学専攻博士課程（前期）、文学研究科日本語日本文化専攻博士課程（前期）、文学研究科情報文化専攻修士課程、および国際社会システム研究科国際社会システム専攻修士課程のB類科目の単位を8単位までは、修士課程修了に必要な単位として算入することができる。

生活科学研究科食物栄養科学専攻

人材養成目的

教育・研究目的

食物栄養科学専攻は、「食物栄養科学コース」と「臨床栄養学コース」からなる。「食物栄養科学コース」では、「食」に関する実験を中心とした研

究活動を展開することで、研究能力はもとより「食」についての高度な専門知識を兼ね備えた研究者や専門的職業人を養うことを教育目的としている。一方、「臨床栄養学コース」では、病態栄養学を中心とした講義科目、高度先進医療を実施している病院での1年間のインターンシップ（管理栄養士としての職場を有する者にあっては、各人の職場における研究活動）、医師と協力して行う病態栄養の症例研究などを通じて、高度で実践的な管理栄養士の知識と技術を磨くことを教育目的としている。

人材養成の指針

食物栄養科学専攻両コースにおける人材養成は、他大学院（博士後期課程）への進学希望者に対する指導を含めながらも、主として修士課程修了をくぎりとしている。

「食物栄養科学コース」を修了した学生は、研究能力や「食」についての高度な専門知識が要求される大学・短大の教員や企業の研究者として活躍できるよう養成する。このコースでは家庭科の専修免許状も取得可能であり、中学校・高等学校教員としても一層の活躍ができる。

また、「臨床栄養学コース」を修了した学生は、臨床現場における多職種チーム医療の一員として医師らほかの専門職と連携し、高度な栄養管理を遂行できる管理栄養士として活躍できるよう養成する。特に、「臨床栄養学コース」は日本でも先駆けて食物栄養科学専攻に設けられたコースであり、本生活科学部卒業生のみならず、キャリアアップを目指す現役管理栄養士が在籍している。

科目名	単位
分子食品生化学	2
食品生理活性物質分析論	2
有用生物生態制御論	2
環境物質制御論	2
有用生物開発論	2
食品ハイドロコロイド論	2
食品プロセス論	2
食嗜好論	2
給食経営管理論	2
調理機能論	2
臨床栄養制御論	2
食物アレルギー論	2
栄養疫学	2
生体物質作用論	2
食育論	2
栄養生理学	2
分子栄養学	2
臨床栄養学特殊研究 I	4
臨床栄養学特殊研究 II	4
臨床栄養学特殊研究 III	4
臨床栄養学特殊研究 IV	4
臨床栄養学特殊研究 V	4
食物学特別講義	2
食物学特別研究	10
臨床栄養学実地研究	4
臨床栄養学特別研究	10
臨床心理学特論	2
保健統計学特論	2
食物栄養科学演習 I	2
食物栄養科学演習 II	2
合計30単位以上履修しなければならない。	

看護学研究科看護学専攻

人材養成目的

教育・研究目的

看護実践の場で生じている課題について論理的・創造的思考に基づいた解

決方法を探究でき、教育・研究活動に対して積極的に取り組み、継続的な自己研鑽ができる看護実践者、教育・研究者、そして高度な専門職として創造的な助産活動ができる助産師など、看護学の発展と健康・福祉の向上に寄与できる人材育成を目的としている。

人材養成の指針

専門領域における看護実践の広範かつ深い知識を修得し、理論と実践に基づいた研究能力およびエビデンスとナラティブを統合し、高度な職業倫理に基づく看護実践能力を備え、主体的かつ継続的に看護現象を探究し、看護学の発展と健康・福祉の向上に寄与できる人材の育成を目指す。また次世代育成の視点から、周産期医療での高度な実践能力を備え、ケアの改善と変革ができる助産師の養成を目指す。

科目名	単位
〔共通科目〕	
看護学研究特論	2
看護研究方法論	2
科学英語論文クリティーク	2
理論看護特論	2
看護倫理特論	2
看護教育特論	2
看護管理特論	2
健康科学特論	2
〔専門科目〕	
（看護学研究科目）	
成人看護学特論 I	2
成人看護学特論 II	2
ウイメンズヘルス特論 I	2
ウイメンズヘルス特論 II	2
高齢者・在宅看護学特論 I	2
高齢者・在宅看護学特論 II	2
公衆衛生看護学特論 I	2
公衆衛生看護学特論 II	2
看護学演習	4
（助産学実践科目）	
助産学概論	2
リプロダクティブヘルス論	2
ペアレンティング援助論	2
妊娠期助産診断技術学	2
分娩期助産診断技術学	2
産褥・新生児期助産診断技術学	2
助産診断技術学演習	2
地域母子保健論	1
助産マネジメント論	2
助産学実習 I	2
助産学実習 II	7
助産学実習 III	2
赤ちゃん学特論	2
国際母子保健論	1
統合ヘルスケア論	1
遺伝カウンセリング論	1
リプロダクティブヘルス演習	1
高次助産診断技術学演習	1
助産学実習 IV	2
助産学実習 V	2
〔特別研究〕	
特別研究	8
課題研究	4

[別表 2]

入学金	180,000円 (本学出身者は90,000円)
授業料	771,000円 (文学研究科)
	771,000円 (国際社会システム研究科)
	840,000円 (薬学研究科)
	950,000円 (看護学研究科)
	786,000円 (生活科学研究科)

実験実習料 100,000円 (薬学研究科および生活科学研究科食物栄養科学専攻のみ)

第4条第2項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者(以下「長期履修学生」という。)に係る学費については、以下のとおり取り扱う。

- (1) 授業料および実験実習料は、標準修業年限までの各々の合計額を履修年数で除した額とする。また、各々の額に1,000円未満の端数が発生する場合は、1,000円単位で切上げ、この学費を適用する最初の年次で調整する。
- (2) (1)にかかわらず、履修期間の短縮が認められた場合の授業料および実験実習料は、標準修業年限までの各々の合計額から既納入額を控除した金額とする。
- (3) (1)にかかわらず、認められた履修期間を超えて在籍する場合の学費は、標準修業年限における最終年次の学費を適用する。
- (4) (1)にかかわらず、長期履修学生だった者が再入学する場合の授業料および実験実習料は、再入学前を含む履修期間が再入学を許可された年次に在籍する同一履修期間の長期履修学生と同額とする。

論文審査在学料

半年又は1年 30,000円

休学在籍料

1年休学 120,000円

半年休学 60,000円

科目等履修生

登録料(継続して履修の場合は初年度のみ) 24,000円

受講料(1単位当たり) 10,000円

聴講生

聴講料(1科目当たり) 16,000円(半期科目の場合は半額)

[別表 3]

入学検定料 35,000円

変更事項を記載した書類

1 変更の事由及び変更点

(1) 学則本文の改正

看護学研究科の設置に伴い、組織、入学定員、収容定員、課程修了要件、学位、教員組織に関する規程の整備を行った。

(2) 学則別表の改正

看護学研究科の設置に伴い、看護学研究科看護学専攻の人材養成目的、教育課程（別表1）、及び学費（別表2）に関する事項を追加した。

以 上

同志社女子大学大学院学則一部改正（案）

2018年4月1日 改正

改 正			現 行			備 考
第1章 総則			第1章 総則			
第1条～第2条の2 (略)			第1条～第2条の2 (略)			
第3条 研究科における専攻および収容定員は次の通りとする。			第3条 研究科における専攻および収容定員は次の通りとする。			
文学研究科	英語 英文専攻	博士課程 (前期)	入学定員 8名	収容定員 16名	28名	
		博士課程 (後期)	4名	12名		
	日本語 日本文学専攻	博士課程 (前期)	10名	20名	32名	
		博士課程 (後期)	4名	12名		
	情報文化専攻	修士課程	5名	10名		
国際社会システム研究科	国際社会システム専攻	修士課程	10名	20名		
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	4名	16名		
<u>看護学研究科</u>	<u>看護学専攻</u>	<u>修士課程</u>	<u>6名</u>	<u>12名</u>		文言追加
生活科学研究科	生活デザイン専攻	修士課程	5名	10名		
		修士課程	8名	16名		
第2章 (略)			第2章 (略)			
第3章 授業科目および履修単位			第3章 授業科目および履修単位			
第9条 授業科目および履修単位は〔別表1〕			第9条 授業科目および履修単位は〔別表1〕			

改正	現行	備考
<p>の通りとする。</p> <p>2 科目履修については、指導教授の指導を受けるものとする。</p> <p>3 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準による。</p> <p>(1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(2) 実験および実習については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(3) 第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前2号に規定する基準を考慮して本大学院が定める。</p> <p>第10条 学生は専攻の授業科目について文学研究科英語英文学専攻博士課程（前期）は30単位以上、日本語日本文化専攻博士課程（前期）は32単位以上、情報文化専攻修士課程は30単位以上、国際社会システム研究科国際社会システム専攻修士課程は32単位以上、<u>看護学研究科看護学専攻修士課程は30単位以上（助産師の受験資格取得を希望する場合は、58単位以上）</u>、生活科学研究科生活デザイン専攻修士課程は30単位以上、食物栄養科学専攻修士課程は30単位以上、文学研究科英語英文学専攻博士課程（後期）は8単位以上、日本語日本文化専攻博士課程（後期）は8単位以上、また薬学研究科博士課程は38単位以上履修しなければならない。</p> <p>2 学生は別に定める規定により、他大学(外国の大学を含む)において当該大学院の授業科目を履修することができる。また、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修すること、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修すること、大学院設置基準第15条に定める「国際連合大学」の教育課程における授業科目を履修することができる。また、教育上有益</p>	<p>の通りとする。</p> <p>2 科目履修については、指導教授の指導を受けるものとする。</p> <p>3 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準による。</p> <p>(1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(2) 実験および実習については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(3) 第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前2号に規定する基準を考慮して本大学院が定める。</p> <p>第10条 学生は専攻の授業科目について文学研究科英語英文学専攻博士課程（前期）は30単位以上、日本語日本文化専攻博士課程（前期）は32単位以上、情報文化専攻修士課程は30単位以上、国際社会システム研究科国際社会システム専攻修士課程は32単位以上、生活科学研究科生活デザイン専攻修士課程は30単位以上、食物栄養科学専攻修士課程は30単位以上、文学研究科英語英文学専攻博士課程（後期）は8単位以上、日本語日本文化専攻博士課程（後期）は8単位以上、また薬学研究科博士課程は38単位以上履修しなければならない。</p> <p>2 学生は別に定める規定により、他大学(外国の大学を含む)において当該大学院の授業科目を履修することができる。また、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修すること、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修すること、大学院設置基準第15条に定める「国際連合大学」の教育課程における授業科目を履修することができる。また、教育上有益</p>	<p>文言追加</p>

改正	現行	備考																																																
<p>と認められるときは、大学院学生が入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院において修得したものとして認定することができる。また、教育上有益と認められるときは、他の大学院または研究所等において必要な研究指導を受けることができる。ただし、修士課程または博士課程（前期）の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。</p> <p>3 第2項の規定により履修した授業科目は、研究科委員会の議に基づき10単位を超えない範囲で課程修了の所定単位としてこれを認定する。ただし、入学前の既修得単位については、他の大学院等（外国の大学院等を含む。）において修得した単位とは別に、10単位を超えない範囲でこれを認定する。</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>第5章 学位の授与</p> <p>第14条 本大学院において、各研究科の課程修了の認定を得た者は、別に定める学位規則により各々次の学位を授与する。</p> <table border="0" data-bbox="223 1276 702 2072"> <tr> <td>文学研究科</td> <td>英語英文専攻</td> <td>博士課程(前期)</td> <td>修士(英語英文学)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>博士課程(後期)</td> <td>博士(英語英文学)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本語日本文化専攻</td> <td>博士課程(前期)</td> <td>修士(日本語日本文化)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>博士課程(後期)</td> <td>博士(日本語日本文化)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>情報文化専攻</td> <td>修士課程</td> <td>修士(情報文化)</td> </tr> <tr> <td>国際社会システム研究科</td> <td>国際社会システム専攻</td> <td>修士課程</td> <td>修士(国際社会システム)</td> </tr> </table>	文学研究科	英語英文専攻	博士課程(前期)	修士(英語英文学)			博士課程(後期)	博士(英語英文学)		日本語日本文化専攻	博士課程(前期)	修士(日本語日本文化)			博士課程(後期)	博士(日本語日本文化)		情報文化専攻	修士課程	修士(情報文化)	国際社会システム研究科	国際社会システム専攻	修士課程	修士(国際社会システム)	<p>と認められるときは、大学院学生が入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院において修得したものとして認定することができる。また、教育上有益と認められるときは、他の大学院または研究所等において必要な研究指導を受けることができる。ただし、修士課程または博士課程（前期）の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。</p> <p>3 第2項の規定により履修した授業科目は、研究科委員会の議に基づき10単位を超えない範囲で課程修了の所定単位としてこれを認定する。ただし、入学前の既修得単位については、他の大学院等（外国の大学院等を含む。）において修得した単位とは別に、10単位を超えない範囲でこれを認定する。</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>第5章 学位の授与</p> <p>第14条 本大学院において、各研究科の課程修了の認定を得た者は、別に定める学位規則により各々次の学位を授与する。</p> <table border="0" data-bbox="782 1276 1292 2072"> <tr> <td>文学研究科</td> <td>英語英文専攻</td> <td>博士課程(前期)</td> <td>修士(英語英文学)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>博士課程(後期)</td> <td>博士(英語英文学)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本語日本文化専攻</td> <td>博士課程(前期)</td> <td>修士(日本語日本文化)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>博士課程(後期)</td> <td>博士(日本語日本文化)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>情報文化専攻</td> <td>修士課程</td> <td>修士(情報文化)</td> </tr> <tr> <td>国際社会システム研究科</td> <td>国際社会システム専攻</td> <td>修士課程</td> <td>修士(国際社会システム)</td> </tr> </table>	文学研究科	英語英文専攻	博士課程(前期)	修士(英語英文学)			博士課程(後期)	博士(英語英文学)		日本語日本文化専攻	博士課程(前期)	修士(日本語日本文化)			博士課程(後期)	博士(日本語日本文化)		情報文化専攻	修士課程	修士(情報文化)	国際社会システム研究科	国際社会システム専攻	修士課程	修士(国際社会システム)	
文学研究科	英語英文専攻	博士課程(前期)	修士(英語英文学)																																															
		博士課程(後期)	博士(英語英文学)																																															
	日本語日本文化専攻	博士課程(前期)	修士(日本語日本文化)																																															
		博士課程(後期)	博士(日本語日本文化)																																															
	情報文化専攻	修士課程	修士(情報文化)																																															
国際社会システム研究科	国際社会システム専攻	修士課程	修士(国際社会システム)																																															
文学研究科	英語英文専攻	博士課程(前期)	修士(英語英文学)																																															
		博士課程(後期)	博士(英語英文学)																																															
	日本語日本文化専攻	博士課程(前期)	修士(日本語日本文化)																																															
		博士課程(後期)	博士(日本語日本文化)																																															
	情報文化専攻	修士課程	修士(情報文化)																																															
国際社会システム研究科	国際社会システム専攻	修士課程	修士(国際社会システム)																																															

改 正				現 行				備 考
薬学 研究 科	医療 薬学 専攻	博士 課程	博士（薬学）	薬学 研究 科	医療 薬学 専攻	博士 課程	博士（薬学）	文言追加
<u>看護 学研 究科</u>	<u>看護 学専 攻</u>	<u>修士 課程</u>	<u>修士（看護 学）</u>					
生活 科学 研究 科	生活 デザ イン 専攻	修士 課程	修士（生活デ ザイン）	生活 科学 研究 科	生活 デザ イン 専攻	修士 課程	修士（生活デ ザイン）	
	食物 栄養 科学 専攻	修士 課程	修士（食物栄 養科学）		食物 栄養 科学 専攻	修士 課程	修士（食物栄 養科学）	
2 本大学院に博士論文を提出した者には、別に定める学位規則により博士（英語英文学）、博士（日本語日本文化）、博士（薬学）の学位を授与することができる。				2 本大学院に博士論文を提出した者には、別に定める学位規則により博士（英語英文学）、博士（日本語日本文化）、博士（薬学）の学位を授与することができる。				
第6章 (略)				第6章 (略)				
第7章 学費および入学検定料				第7章 学費および入学検定料				
第24条 学費は〔別表2〕の通りとする。				第24条 学費は〔別表2〕の通りとする。				
2 休学期間中は、休学在籍料のみを納入するものとする。				2 休学期間中は、休学在籍料のみを納入するものとする。				
3 すでに納入した学費は返還しない。ただし、指定期日までに入学手続の取消を願い出た者については、入学金を除く学費を返還することがある。				3 すでに納入した学費は返還しない。ただし、指定期日までに入学手続の取消を願い出た者については、入学金を除く学費を返還することがある。				
4 博士課程（後期）及び博士課程において、標準修業年限を超えて在学し論文審査のみを受ける場合、論文審査期間が半年、又は1年のときは、当該学期の学費は論文審査在学料のみとし、その他の学費を免除することができる。				4 博士課程（後期）及び博士課程において、標準修業年限を超えて在学し論文審査のみを受ける場合、論文審査期間が半年、又は1年のときは、当該学期の学費は論文審査在学料のみとし、その他の学費を免除することができる。				
第24条の2～第25条 (略)				第24条の2～第25条 (略)				
第8章 (略)				第8章 (略)				
第9章 教員組織				第9章 教員組織				
第30条 本大学院の授業および研究指導を担当する教員は本学の教授とする。ただし、准教授または講師、 <u>助教</u> に担当させることがある。				第30条 本大学院の授業および研究指導を担当する教員は本学の教授とする。ただし、准教授または講師に担当させることがある。				文言追加
第31条～第31条の2 (略)				第31条～第31条の2 (略)				
第10章～第11章 (略)				第10章～第11章 (略)				

改正	現行	備考																																				
<p>第12章 雑則</p> <p>第37条 本大学院を修了した者には、申請により次の中学校及び高等学校教諭専修免許状が授与される。</p> <table border="0"> <tr> <td>文学研究科</td> <td>英語 文学専攻</td> <td>中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(英語)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本語 日本文化専攻</td> <td>中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(音楽)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>情報文化専攻</td> <td>高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(音楽)</td> </tr> <tr> <td>国際社会システム研究科</td> <td>国際社会システム専攻</td> <td>高等学校教諭専修免許状(公民)</td> </tr> <tr> <td>生活科学研究科</td> <td>生活デザイン専攻</td> <td>中学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(家庭)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>食物栄養科学専攻</td> <td>中学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(家庭)</td> </tr> </table> <p>ただし、本条はすでに中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状の取得に必要な単位を修得している者に適用する。</p> <p><u>2 助産師国家試験受験資格を取得しようとする者は、第10条の規定によるほか、〔別表1〕に定める科目の単位を修得しなければならない。</u></p> <p>第38条～第39条 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>本学則は、2018(平成30)年4月1日改正2018(平成30)年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関して、改正後の学則第9条第1項のほか従前の</p>	文学研究科	英語 文学専攻	中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(英語)		日本語 日本文化専攻	中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(音楽)		情報文化専攻	高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(音楽)	国際社会システム研究科	国際社会システム専攻	高等学校教諭専修免許状(公民)	生活科学研究科	生活デザイン専攻	中学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(家庭)		食物栄養科学専攻	中学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(家庭)	<p>第12章 雑則</p> <p>第37条 本大学院を修了した者には、申請により次の中学校及び高等学校教諭専修免許状が授与される。</p> <table border="0"> <tr> <td>文学研究科</td> <td>英語 文学専攻</td> <td>中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(英語)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本語 日本文化専攻</td> <td>中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(音楽)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>情報文化専攻</td> <td>高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(音楽)</td> </tr> <tr> <td>国際社会システム研究科</td> <td>国際社会システム専攻</td> <td>高等学校教諭専修免許状(公民)</td> </tr> <tr> <td>生活科学研究科</td> <td>生活デザイン専攻</td> <td>中学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(家庭)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>食物栄養科学専攻</td> <td>中学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(家庭)</td> </tr> </table> <p>ただし、本条はすでに中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状の取得に必要な単位を修得している者に適用する。</p> <p>第38条～第39条 (略)</p> <p>(略)</p>	文学研究科	英語 文学専攻	中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(英語)		日本語 日本文化専攻	中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(音楽)		情報文化専攻	高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(音楽)	国際社会システム研究科	国際社会システム専攻	高等学校教諭専修免許状(公民)	生活科学研究科	生活デザイン専攻	中学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(家庭)		食物栄養科学専攻	中学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(家庭)	<p>項追加</p> <p>附則追加</p>
文学研究科	英語 文学専攻	中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(英語)																																				
	日本語 日本文化専攻	中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(音楽)																																				
	情報文化専攻	高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(音楽)																																				
国際社会システム研究科	国際社会システム専攻	高等学校教諭専修免許状(公民)																																				
生活科学研究科	生活デザイン専攻	中学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(家庭)																																				
	食物栄養科学専攻	中学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(家庭)																																				
文学研究科	英語 文学専攻	中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(英語)																																				
	日本語 日本文化専攻	中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(音楽)																																				
	情報文化専攻	高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(音楽)																																				
国際社会システム研究科	国際社会システム専攻	高等学校教諭専修免許状(公民)																																				
生活科学研究科	生活デザイン専攻	中学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(家庭)																																				
	食物栄養科学専攻	中学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(家庭)																																				

改正	現行	備考
<p><u>学則によるものとする。</u></p> <p>1967（昭和42）年3月29日 文部省認可</p> <p>〔別表1〕</p> <p>1 博士課程（前期） （略）</p> <p>2 博士課程（後期）・博士課程 （略）</p> <p>3 修士課程 文学研究科情報文化専攻 （略）</p> <p>国際社会システム研究科国際社会システム専攻 （略）</p> <p>生活科学研究科生活デザイン専攻 （略）</p> <p>生活科学研究科食物栄養科学専攻 （略）</p> <p><u>看護学研究科看護学専攻</u> <u>人材養成目的</u> <u>教育・研究目的</u> <u>看護実践の場で生じている課題について論理的・創造的思考に基づいた解決方法を探究でき、教育・研究活動に対して積極的に取り組み、継続的な自己研鑽ができる看護実践者、教育・研究者、そして高度な専門職として創造的な助産活動ができる助産師など、看護学の発展と健康・福祉の向上に寄与できる人材育成を目的としている。</u></p> <p><u>人材養成の指針</u> <u>専門領域における看護実践の広範かつ深い知識を修得し、理論と実践に基づいた研究能力およびエビデンスとナラティブを統合し、高度な職業倫理に基づく看護実践能力を備え、主体的かつ継続的に看護現象を探究し、看護学の発展と健康・福祉の向上に寄与できる人材の育成を目指す。また次世代育成の視点から、周産期医療での高度な実践能力を備え、ケアの改善と変革ができる助産師の養成を目指す。</u></p>	<p>1967（昭和42）年3月29日 文部省認可</p> <p>〔別表1〕</p> <p>1 博士課程（前期） （略）</p> <p>2 博士課程（後期）・博士課程 （略）</p> <p>3 修士課程 文学研究科情報文化専攻 （略）</p> <p>国際社会システム研究科国際社会システム専攻 （略）</p> <p>生活科学研究科生活デザイン専攻 （略）</p> <p>生活科学研究科食物栄養科学専攻 （略）</p>	<p>研究科新設</p>

改正	現行	備考
科目名		
〔共通科目〕		
看護学研究特論		
看護研究方法論		
科学英語論文クリティーク		
理論看護特論		
看護倫理特論		
看護教育特論		
看護管理特論		
健康科学特論		
〔専門科目〕		
（看護学研究科目）		
成人看護学特論 I		
成人看護学特論 II		
ウイメンズヘルス特論 I		
ウイメンズヘルス特論 II		
高齢者・在宅看護学特論 I		
高齢者・在宅看護学特論 II		
公衆衛生看護学特論 I		
公衆衛生看護学特論 II		
看護学演習		
（助産学実践科目）		
助産学概論		
リプロダクティブヘルス論		
ペアレンティング援助論		
妊娠期助産診断技術学		
分娩期助産診断技術学		
産褥・新生児期助産診断技術学		
助産診断技術学演習		
地域母子保健論		
助産マネジメント論		
助産学実習 I		
助産学実習 II		
助産学実習 III		
赤ちゃん学特論		
国際母子保健論		
統合ヘルスケア論		
遺伝カウンセリング論		
リプロダクティブヘルス演習		
高次助産診断技術学演習		
助産学実習 IV		
助産学実習 V		
〔特別研究〕		
特別研究		
課題研究		
〔別表2〕	〔別表2〕	
入学金 180,000円（本学出身者は90,000円）	入学金 180,000円（本学出身者は90,000円）	
授業料 771,000円（文学研究科）	授業料 771,000円（文学研究科）	
771,000円（国際社会システム研究科）	771,000円（国際社会システム研究科）	
840,000円（薬学研究科）	840,000円（薬学研究科）	

改正	現行	備考
<p>950,000円（看護学研究科） 786,000円（生活科学研究科）</p> <p>実験実習料 100,000円（薬学研究科および生活科学研究科食物栄養科学専攻のみ）</p> <p>第4条第2項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）に係る学費については、以下のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 授業料および実験実習料は、標準修業年限までの各々の合計額を履修年数で除した額とする。また、各々の額に1,000円未満の端数が発生する場合は、1,000円単位で切上げ、この学費を適用する最初の年次で調整する。</p> <p>(2) (1)にかかわらず、履修期間の短縮が認められた場合の授業料および実験実習料は、標準修業年限までの各々の合計額から既納入額を控除した金額とする。</p> <p>(3) (1)にかかわらず、認められた履修期間を超えて在籍する場合の学費は、標準修業年限における最終年次の学費を適用する。</p> <p>(4) (1)にかかわらず、長期履修学生だった者が再入学する場合の授業料および実験実習料は、再入学前を含む履修期間が再入学を許可された年次に在籍する同一履修期間の長期履修学生と同額とする。</p> <p>論文審査在学料 半年又は1年 30,000円</p> <p>休学在籍料 1年休学 120,000円 半年休学 60,000円</p> <p>科目等履修生 登録料（継続して履修の場合は初年度のみ） 24,000円 受講料（1単位当たり） 10,000円</p> <p>聴講生 聴講料（1科目当たり） 16,000円（半期科目の場合は半額）</p> <p>[別表3] (略)</p>	<p>786,000円（生活科学研究科）</p> <p>実験実習料 100,000円（薬学研究科および生活科学研究科食物栄養科学専攻のみ）</p> <p>第4条第2項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）に係る学費については、以下のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 授業料および実験実習料は、標準修業年限までの各々の合計額を履修年数で除した額とする。また、各々の額に1,000円未満の端数が発生する場合は、1,000円単位で切上げ、この学費を適用する最初の年次で調整する。</p> <p>(2) (1)にかかわらず、履修期間の短縮が認められた場合の授業料および実験実習料は、標準修業年限までの各々の合計額から既納入額を控除した金額とする。</p> <p>(3) (1)にかかわらず、認められた履修期間を超えて在籍する場合の学費は、標準修業年限における最終年次の学費を適用する。</p> <p>(4) (1)にかかわらず、長期履修学生だった者が再入学する場合の授業料および実験実習料は、再入学前を含む履修期間が再入学を許可された年次に在籍する同一履修期間の長期履修学生と同額とする。</p> <p>論文審査在学料 半年又は1年 30,000円</p> <p>休学在籍料 1年休学 120,000円 半年休学 60,000円</p> <p>科目等履修生 登録料（継続して履修の場合は初年度のみ） 24,000円 受講料（1単位当たり） 10,000円</p> <p>聴講生 聴講料（1科目当たり） 16,000円（半期科目の場合は半額）</p> <p>[別表3] (略)</p>	<p>文言追加</p>

大学院委員会および研究科委員会規程について

本学大学院の運営に関して、標記委員会を『同志社女子大学大学院学則』において規定している。

内容については、以下のとおり該当部分を抜粋する。

同志社女子大学大学院学則（1967年4月1日制定）（抜粋）

【略】

第10章 運営組織

第32条 大学院に大学院委員会を置く。大学院委員会は学長、教務部長、学生支援部長、企画部長、広報部長、学術情報部長、各研究科長、各研究科専攻主任および各研究科専攻から1名ずつ選出された委員をもって構成し、学長が招集して議長となる。

2 研究科委員会から選出された委員の任期は2年とする。

第33条 大学院委員会は次に定める事項について審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び修了に関する事項
- (2) 学位授与に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、大学院委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 大学院委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第34条 各研究科に研究科委員会を置く。研究科委員会は、教授をもって構成する。研究科委員会は研究科長が招集して議長となる。

2 研究科長は、原則として学部長がこれにあたり、その任期は2年とする。

第35条 研究科委員会は次の事項を審議する。

- (1) 論文審査に関する事項
- (2) 学科課程に関する事項
- (3) 課程修了認定に関する事項
- (4) 入学試験に関する事項
- (5) 学期末試験に関する事項
- (6) その他研究科に関する事項

【略】